

第3期事業年度

事業報告

自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

我が国の経済社会が陥った長期の低迷を脱し、再び我が国経済の発展を実現するよう「日本再興戦略」（平成25年6月14日）及び「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日）が策定されるなど、新たな経済政策が講じられている。この中で、農林漁業によって生み出された農林水産物などの価値を2次・3次産業につなぎ、大きく高めていく取組により、農林漁業者の所得の確保と農山漁村における雇用機会の創出を図ることが喫緊の課題となっています。

当社は、平成24年に制定された「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき、農林漁業者が行う6次産業化の取組を支援することを目的として、平成25年2月1日に開業致しました。

平成26年度においては、上に述べた新たな経済政策の実現に向けて、期中に11件のサブファンド及びそのサブファンドへの支援内容について、農林水産大臣の認可を経て支援を決定致しました。前期までに決定した40件と併せて、支援決定は51件、総額748億2百万円（うち当社出資額374億1百万円）となりました。なお、この支援決定に基づき、前期までに契約を締結した41件と併せて、52件、総額688億2百万円（うち当社出資額344億1百万円）の投資事業有限責任組合契約を締結致しました。

また、第1期から今期までの通算で、これらサブファンドのうち、30サブファンドからの計56件（うち2件は既出資事業体への増資。また、1件は後日辞退。）の6次産業化事業体への出資に対する同意要請について、同意決定を致しました。このうち、39件、約21億7千2百万円（うち当社出資額約10億8千6百万円）については、当期中に出資を致しました。これにより、前期までに同意決定を行った出資案件と併せて、総額約25億3千3百万円（うち当社出資額約12億6千7百万円）の出資を実行致しました。更に、当期中に、このうちの4件の6次産業化事業体に対し、当社から総額1億8千8百万円の資本性劣後ローンの供給を実施致しました。

加えて、前期に引き続き、農林水産省の補助事業である「6次産業化中央サポートセンター事業」を実施し、6次産業化中央サポートセンター事務局として、609人のプランナーを活用し、6次産業化に取り組む農林漁業者等のサポートを致しました。

このほか、当期中に、沖縄振興開発公庫、日本通運株式会社、公益社団法人日本法人協会の3組織と業務提携に関する覚書を締結し、前期までに業務提携に関する覚書を締結した7組織とともに、引き続き協力して6次産業化に取り組む事業者を支援することと致しました。

このような活動の結果、当期の業績は、経常損失約10億円（前期約7億2千3百万円）、当期純損失約10億4百万円（前期約7億2千7百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、建物とソフトウェアの取得等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、約3百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

平成26年7月に1企業から出資を受け、2百万円の増資を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社では、平成27年度においても、機構法の趣旨に沿って、6次産業化の推進により、農林漁業の成長産業化を図り、もって農林漁業者の所得向上と農山漁村の雇用機会を創出すべく、サブファンドと連携し、積極的に投資活動を進めていくこととし、

農林漁業者が中心となって組成する案件、輸出案件、地域に跨る案件等の発掘にも取り組み、当社としても積極的に案件の発掘に努めてまいります。また、6次産業化への取り組みが成長するまでに長期間を要する特性を踏まえ、中長期的な観点での資金回収が必要となること等についても確認しつつ、政府の定める支援基準に沿って6次産業化事業体への投資を実施してまいります。特に、平成27年度からは、投資額が大きく、効果が広範に及ぶなどサブファンドに委ねることが適切でないと判断される場合には、当社から6次産業化事業体への直接出資を積極的に実施し、これまで以上に多様な6次産業化の取組を支援していくこととしています。更に、投資後もサブファンドと連携し、かつ、適切な役割分担を行い、サブファンドが行う6次産業化事業体に対するハンズオン支援に協力する等のフォローアップを実施することで、関係投資先企業の価値の向上を図ります。その中で、当社の設立目的の実現のため、個別案件の政策性を十分考慮しつつ、当社全体の中での収益性が確保されるようなポートフォリオマネジメントを行ってまいります。

このほか、政府系機関や事業会社等との業務提携を推進し、6次産業化事業体を支援するネットワークの構築を更に進め、案件発掘や事業体への支援充実を図るとともに、行政機関や各経済団体等との連携のほか、様々な企業や人材との連携強化にも、引き続き、努めてまいります。

また、このような今後の当社の事業活動の拡大を支えるため、職員及びサブファンドの案件組成及び経営支援能力の向上等農林漁業成長産業化ファンド業務を担う人材の育成、組織体制の整備を進める等、投資基盤の更なる充実を図ることにより、投融資案件を着実に増加させてまいります。

（５）財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第 1 期 (25. 1. 23～ 25. 3. 31)	第 2 期 (25. 4. 1～ 26. 3. 31)	第 3 期 (26. 4. 1～ 27. 3. 31)
経 常 損 失	119,023	723,426	1,000,418
当 期 純 損 失	119,224	727,226	1,004,218
1株当たり当期純損失(円)	970	1,143	1,578
総 資 産	31,735,921	31,061,559	30,058,924
純 資 産	31,680,775	30,953,549	29,951,330
1株当たり純資産額(円)	49,812	48,669	47,090

（６）重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

（７）主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 支援対象事業者（6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定事業者）に対する出資
- ② サブファンド（支援対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体）に対する出資

- ③ サブファンドに対する基金の拠出
- ④ 支援対象事業者に対する資金の貸付け
- ⑤ 支援対象事業者が発行する有価証券及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 支援対象事業者に対する金銭債権及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑦ 支援対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑧ 上記②の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他当該資金供給その他の支援の対象となった対象事業者の保護を図り、及び我が国農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った対象事業活動支援を行うため必要なサブファンドに対する指導、勧告その他の措置
- ⑨ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- ⑩ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑪ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑫ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑬ 上記①～⑫に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑭ 対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑮ 上記①～⑭に掲げる業務に附帯する業務
- ⑯ 上記①～⑮に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
- ② 主要な子会社の事業所
該当事項はありません。

(9) 従業員の状況（平成27年 3 月31日現在。出向者含む。契約社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4 2 名	7 名	4 4 . 1 歳	1 . 4

(10) 主要な借入先（平成27年 3 月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年 3 月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 636,040株

(3) 株主数 11名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
財務大臣	600,000 株	94.33 %

カゴメ株式会社	6,000 株	0.94 %
農林中央金庫	6,000 株	0.94 %
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000 株	0.94 %
味の素株式会社	4,000 株	0.62 %
キッコーマン株式会社	4,000 株	0.62 %
キューピー株式会社	4,000 株	0.62 %
株式会社商工組合中央金庫	2,000 株	0.31 %
日清製粉株式会社	2,000 株	0.31 %
野村ホールディングス株式会社	2,000 株	0.31 %
トヨタ自動車株式会社	40 株	0.01 %

(5) その他株式に関する重要な事項（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	堀 紘一	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役会長
代表取締役社長CEO	大多和 巖	
取締役専務 CIO	古我 繁明	
取締役常務 CCO	村 和男	村・宮舘法律事務所 國學院大學法科大学院教授
取締役	阿部 禎一	阿部禎一税理士事務所 代表 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
取締役	大西 茂志	全国農業協同組合中央会 常務理事
取締役	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
取締役	箕輪 光博	日本林業協会 理事 大日本山林会 会長
取締役	藤井 豊明	ハウス食品グループ本社株式会社 取締役
監査役	篠原 修	政策研究大学院大学 名誉教授 東京大学 名誉教授

(注) 取締役の阿部禎一、大西茂志、古関和則、箕輪光博及び藤井豊明の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	8 人	67,000千円	社外取締役1名は報酬辞退
監査役	1 人	2,000千円	
計	9 人	69,000千円	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(農林漁業成長産業化委員会における活動を含む。)

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	阿部 禎一	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）13回全て、農林漁業成長産業化委員会19回全てに出席。農業会計の専門家として、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	大西 茂志	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）13回のうち10回、農林漁業成長産業化委員会19回のうち16回に出席。農業代表として、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	古関 和則	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）13回のうち10回、農林漁業成長産業化委員会19回のうち16回に出席。水産業代表として、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	箕輪 光博	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）13回全て、農林漁業成長産業化委員会19回全てに出席。林業代表として、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	藤井 豊明	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、農林漁業成長産業化委員会19回のうち17回に出席。食品産業代表として、社外の立場から発言。
監 査 役	篠原 修	当事業年度開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）13回全て、農林漁業成長産業化委員会19回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第15条により、対象事業活動支援の対象となる対象者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定等は、取締役会から農林漁業成長産業化委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

- ⑤ その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。
- ⑥ 記載内容についての社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	4,160千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議（平成25年5月27日取締役会決議）し、以下の体制の下で、適正に業務を遂行しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定めています。
 - ア. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況についてコンプライアンス規程に基づいて社内設置されるコンプライアンス委員会に定期的に報告しております。
 - イ. 当社は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っております。
 - ウ. 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用に付き役職員に通知しております。
 - エ. これらに加え、平成27年度からは、
 - (ア) 事例、具体例等を補完するコンプライアンス・マニュアルの改訂
 - (イ) コンプライアンス研修の充実
 - (ウ) コンプライアンス・アンケートの定期的な実施
 - (エ) コンプライアンス相談日の設置等を行い、コンプライアンスの更なる徹底を図ってまいります。
- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

- ③ 当社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、被監査部門から独立した内部監査部門（監査室）が実効性のある内部監査を実施しております。

（２）リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っております。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行います。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、こうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っております。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。

（５）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）に基づき、サブファンドが同支援基準に規定する事項に則して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、サブファンドに対し必要な監督を行っております。

① 重要な意思決定に係る機構の同意

当社は、サブファンドとの組合契約その他契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行うときは、あらかじめ、当社の同意を得ることを定めなければならないこととしております。

② 報告の徴収等

当社は、定期的に、又は必要に応じて、サブファンドの出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他事項に関し報告をさせ、又はサブファンドの業務及び財産の状況を検査するものとしております。

③ 指導、勧告その他の措置等

当社は、必要に応じて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該サブファンドが当該措置に従わないときは、業務執行者の解任の提案その他の措置を行うものとしております。

（６）監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア．当社は、役職員が当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する体制を整えております。

イ．当社は、役職員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそ

のおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。

ウ．当社は、監査役が職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めた際に、当該報告を求められた者は当該事項を報告する体制を整えております。

② 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

ア．監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき職員を監査に必要な事務に就かせるものとしております。

イ．監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重しております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して、代表取締役、会計監査人との定期的な会合開催を確保しております。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	27,940,588	流 動 負 債	97,032
現 金 及 び 預 金	1,739,886	リ ー ス 債 務	783
営 業 投 資 有 価 証 券	1,372,799	未 払 金	24,370
有 価 証 券	24,500,000	未 払 費 用	14,102
営 業 貸 付 金	188,100	未 払 法 人 税 等	37,194
前 払 費 用	7,777	賞 与 引 当 金	13,877
未 収 入 金	119,015	そ の 他	6,703
そ の 他	13,010	固 定 負 債	10,561
固 定 資 産	2,065,894	リ ー ス 債 務	1,436
有 形 固 定 資 産	32,253	退 職 給 付 引 当 金	4,644
建 物	29,715	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,480
工 具、器 具 及 び 備 品	18,375	負債合計	107,593
リ ー ス 資 産	3,918	(純資産の部)	
減 価 償 却 累 計 額	△19,756	株 主 資 本	29,951,330
無 形 固 定 資 産	9,414	資 本 金	17,501,000
商 標 権	811	資 本 剰 余 金	14,301,000
ソ フ ト ウ ェ ア	8,602	資 本 準 備 金	14,301,000
投資その他の資産	2,024,226	利 益 剰 余 金	△1,850,669
投 資 有 価 証 券	1,997,004	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,850,669
敷 金 及 び 保 証 金	27,222	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,850,669
繰 延 資 産	52,441		
創 立 費	13,621		
開 業 費	8,128		
株 式 交 付 費	30,690	純 資 産 合 計	29,951,330
資 産 合 計	30,058,924	負 債・純 資 産 合 計	30,058,924

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（ 自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		119,543
売 上 原 価		320,031
売 上 総 損 失		200,487
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		796,058
営 業 損 失		996,545
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	539	
有 価 証 券 利 息	36,858	
そ の 他	1	37,398
営 業 外 費 用		
創 立 費	4,953	
開 業 費	2,868	
株 式 交 付 費	33,449	41,271
経 常 損 失		1,000,418
税 引 前 当 期 純 損 失		1,000,418
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,800
当 期 純 損 失		1,004,218

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本	利 益	株主資本 合 計	
		剰 余 金	剰 余 金		
		資 本	その他利益		
		準 備 金	剰 余 金		
			繰 越 利 益		
			剰 余 金		
当期首残高	17, 500, 000	14, 300, 000	△846, 450	30, 953, 549	30, 953, 549
当期変動額					
新株の発行	1, 000	1, 000	—	2, 000	2, 000
当期純損失	—	—	△1, 004, 218	△1, 004, 218	△1, 004, 218
当期変動額合計	1, 000	1, 000	△1, 004, 218	△1, 002, 218	△1, 002, 218
当期末残高	17, 501, 000	14, 301, 000	△1, 850, 669	29, 951, 330	29, 951, 330

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 営業投資有価証券

投資事業有限責任組合（以下「組合」といいます。）への出資については、直近の組合決算書を基礎とし、組合の収益、費用及び出資金残高のうち、当社の持分相当額をそれぞれ、売上、売上原価及び営業投資有価証券として計上しております。

② 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備） 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費は会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する方法を採用しております。

開業費は開業のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する方法を採用しております。

株式交付費は株式交付の成立のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、職員退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度末における発行済株式の総数 普通株式 636,040 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	566,903	千円
賞与引当金	4,593	千円
未払事業税	11,053	千円
敷金（資産除去債務）	6,281	千円
その他	7,618	千円
繰延税金資産小計	596,449	千円
評価性引当金	△596,449	千円
繰延税金資産合計	—	千円

6. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に定められた支援基準に基づき、投資活動を行っています。投資活動を行うための資金需要については、必要な資金を自己資本や借入によって調達することとしています。なお、当期において借入の実績はありません。

また、資金運用は、資金の流動性及び安全性を確保するため、短期的な預金や有価証券（国内譲渡性預金、国債等）により、加えて、財務基盤強化のため、有価証券（地方債等）により運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する営業投資有価証券は、支援対象事業活動支援団体である組合（以下「サブファンド」といいます。）に対する出資金であります。組合が投資を行っている支援対象事業体は非上場企業であり、流動性リスクや価格変動リスク等があります。

営業貸付金は、支援対象事業体に対する劣後ローンであり、信用リスク等があります。

預金、国内譲渡性預金、国債は、短期的な運用であるため、市場価格等の変動リスクはほとんどありません。また、地方債等については、長期的な運用がありますが、安全性の高い金融資産に限定しているため信用リスクや価格変動リスク等はほとんどないと認識しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

サブファンドのリスクの管理は、サブファンド及びサブファンドの投資先の経営状況を随時モニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努めております。

劣後ローンのリスク管理は、上記と同様に貸付先の経営状況を随時モニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努めております。

④金融商品の時価等に係る事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が得られない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,739,886	1,739,886	—
(2)有価証券	24,500,000	24,500,000	—
(3)未収入金	119,015	119,015	—
(4)投資有価証券	1,997,004	2,063,800	66,796
資 産 計	28,355,905	28,422,701	66,796
(1)未払金	24,370	24,370	—
(2)未払法人税等	37,194	37,194	—
負 債 計	61,564	61,564	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項は次のとおりであります。

資産

(1) 現金及び預金、(3)未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) 有価証券、(4)投資有価証券

債券については、日本証券業協会の売買参考統計値の価格によっております。なお、全て満期保有目的債券です。また、国内譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該簿価価格によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの その他(*1)	1,372,799
営業貸付金に属するもの 劣後ローン(*2)	188,100

(*1) その他は、サブファンドへの出資のうち組合財産が非上場株式であるなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであるため、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の開示から除外しております。

(*2) 劣後ローンは、市場価格がなく、割引率の算出が困難である等、時価を合理的に算定することが出来ません。従って、時価を把握することが極めて困難と認められることから、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の開示から除外しております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額は次のとおりです。

区 分	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
有価証券	24,500,000	-	-	-
営業貸付金	-	-	188,100	-
投資有価証券	-	-	1,000,000	997,004

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

なお、関連当事者である財務省（財務大臣）以外の省庁との取引として、6 次

産業化中央サポート事業を実施したことに伴い農林水産省（農林水産大臣）から、119,015 千円の補助金を受けております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	47,090 円 32 銭
1 株当たり当期純損失（△）	△1,578 円 89 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 11 日

株式会社農林漁業成長産業化支援機構

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私監査役は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 2 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審査会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 11 日

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

監 査 役 篠 原 修 印